

2024年4月

公益財団法人東邦人財育成・社会貢献財団
2024年度 奨学生募集要項

公益財団法人東邦人財育成・社会貢献財団
代表理事 佐伯 希彦

1. 公益財団法人 東邦人財育成・社会貢献財団について

将来の日本を支え、発展させる可能性を秘めた人財を発掘し、経済面で修学の支援をおこないます。私たちは社員 100 数十名の小さな会社を母体とした財団ですが、このような高い志を持ち、持続可能な社会の実現のために、少しでもお役に立ちたいと考えております。

2. 奨学金の目的

国内の大学に在学する学生のうち、学業に専念したいとの強い意志がありながら、経済的理由により、修学が困難な者に対し奨学金を支給し、将来有用な人財を育成することを目的にしています。

3. 当財団の奨学金の特長

奨学金の特長は次の通りです。

- ① 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- ② 本制度以外の奨学金を受けている方も応募可能です。
- ③ 奨学生の選考に当たっては経済状態を優先します。

4. 奨学生となるための応募資格

国内の大学に在学する者のうち、下記の条件を満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 令和6年4月1日現在、国内の大学に在学する学部生、大学院生、又は入学予定の方
- ③ 生計維持者の年収合計が、
 - ・ 給与所得のみの世帯は、前年の源泉徴収票の支払金額が 461 万円以下であること
 - ・ 給与所得以外の世帯（個人事業主など）は、前年の確定申告書等の合計所得金額が 353 万円以下であること

- ・給与所得の他に給与所得以外の所得がある世帯は、前年の確定申告書等の合計所得金額が 353 万円以下であること

5. 奨学生に対する支給内容

奨学生に対する支給は、以下のとおりです。

支給金額	支給期間	支給人数	返済義務	支給方法
年額 24 万円	入学時から正規 の最短修業年限 の終期まで	年間 10～15 名 程度	なし	1 回 12 万円を、4 月及び 10 月に、届け出のあった本人名義の預金口座に直接振り込む。ただし、初年度は 10 月に 4 月から 9 月分、12 月に 10 月から 3 月分とする。

※ 在籍する学校の在籍関係を喪失した場合、学業成績又は素行が著しく不良の場合、提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合など一定の事由が生じた場合には、奨学金の支給を停止又は終了、返却を請求することがあります。

6. 奨学生となるための応募手続き

応募手続きは、以下のとおりです。

	事 項	備 考
提出書類	(1) 奨学生願書	当財団ホームページより応募書類をダウンロードしてください。
	(2) 写真	無帽。上半身のみ。縦 4 cm、横 3 cm で裏面に記名のうえ、添付してください。
	(3) 前年の世帯の所得がわかる書類の写し	給与所得のみの場合は源泉徴収票の写し、給与所得以外の所得がある方は、申告済確定申告書などの写しを添付してください。
	(4) 成績証明書（大学に在籍している人は GPA が記載されたものであること）	次のいずれかのうち、当てはまるものを 1 通添付してください。 <学部生> 2024 年入学者（学部 1 年生）：在学していた高等学校が発行する成績証明書 2023 年以前入学者：在籍する大学の前年度の成績証明書（GPA が記載されたもの） <大学院生>

		2024年入学者（修士1年生）：在学していた大学が発行する成績証明書（GPAが記載されたもの） 2023年以前入学者：在籍する大学院の前年度の成績証明書（GPAが記載されたもの）
	(5) 推薦状	大学/大学院の推薦状を添付ください
	(6) 個人情報の取扱いに関する同意書	当財団ホームページより同意書をダウンロードして、添付してください。
提出先	各大学の学生部を通じて、又は直接郵送にて当法人事務局へ提出	各大学の学生部を通じて、又は直接郵送にて当財団事務局へ提出してください。
提出期限	2024年7月12日	提出期限当日の消印有効

※ 提出された書類は返却不可となりますので、提出前にコピーをとっておく等ご対応ください。

7. 奨学生の選考方法

当法人は、ご提出書類を厳正に選考審査し、経済的状況及び人物、学業が優秀であることを奨学生として採用致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事 項	備 考
経済的状況	修学における経済的援助の必要性	前年の世帯年収、家族構成等を参考にし、総合的に判断いたします。
学業成績	学業成績証明書の内容	<p><大学生> 2024年入学者：原則5段階評価で3.5以上であること 2023年以前入学者：GPAが2.0以上であること</p> <p><大学院生> GPAが2.0以上であること</p> <p>ただし、学業成績証明書にGPAの記載が無い場合は、大学側で記載する、若しくは（大学院生の場合）大学生の最終年度のGPAが記載されたものを提出する。（いずれによるかは、大学の判断によることとする。）</p>
人物	願書に記載された志望理由、過去の経験、将来の目標/夢、これから学びたいことなどを記入	字数は自由です。簡潔に書かれても構いませんが、過去から未来まで「思い」を巡らせて、是非、お人柄が伝わ

		るエピソードなどもお教えてください。 また、別紙（A4 レポート紙など）に 書いていただいても結構です。
--	--	--

8. 奨学生の選考結果

合格者、不合格者とも直接メールにて通知いたします。2024年9月上旬から中旬ごろを予定しております。なお、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

9. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「奨学生遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学金の支給期間中に遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

	事由	遵守事項
提出義務	1. 奨学金を受給する都度 2. 在籍する学校から学業成績表の交付を受けた場合	1. 奨学金を受給後、速やかに領収書等（通帳のコピーも可、財団から領収書原紙を提供）の奨学金の収受が証明できるものを提出 2. 学業成績表の受領後、速やかに当法人に成績表（写し）を提出
報告義務	停学、退学処分、その他在籍する学校から処分を受けた場合、当法人への届出事項に変更があった場合	奨学生は、直ちに当法人にその旨を報告
届出義務	住所変更、休学、長期（1か月以上）に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合	奨学生は、事前に当法人にその旨を届出

※奨学生は、当財団事務局から奨学生交流会への参加やアンケートへの協力等を求められた場合には、できる限り協力していただきます。

10. 奨学金の停止又は終了

奨学生に次の事由が生じた場合、当財団は奨学金の支給を停止又は終了することができます。なお、④に該当する場合、再開の可否は当財団理事会で決定後、ご本人と在籍する大学の事務局に通知されます。また、⑤～⑧に該当することになった場合、当理事会の決定をもって奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学金の停止又は終了事由	
①	在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
③	病気、その他の理由により学業を継続する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	重大な法令違反又は公序良俗違反があった場合
⑥	学業成績又は素行が著しく不良の場合
⑦	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑧	その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

1 1. その他

当法人の奨学金の給付は、給付終了後の奨学生の進路等を制限するものではありません。

1 2. お問い合わせ先

ご質問や確認事項がある場合は、以下の公益財団法人東邦人財育成・社会貢献財団事務局までご連絡くださいますようお願い致します。

公益財団法人東邦人財育成・社会貢献財団事務局

住所：〒604-8872 京都府京都市中京区壬生御所ノ内町 32 番地

電 話：075-811-1303

E-mail：info@toho-zaidan.or.jp

以上